

ますます、いよし。



伊予市  
えひめ

# 伊予市企業立地 のご案内



## 1 伊予市の概要

- ◆ 松山市から約10km、車で25分とアクセスがよく、通勤圏内です。
- ◆ 気候は温暖で、自然災害も少なく、非常に住みやすいまちです。
- ◆ 人口は3万6千人あまり、面積は194.45平方キロメートルです。
- ◆ 豊富な農産物、新鮮な魚介類等、美味しい食に恵まれています。
- ◆ JR予讃線、伊予鉄道郡中線が通っており、また、伊予インターや中山スマートインターがあるため、交通の便が良いです。



## 2 伊予市へのアクセス

### ● 飛行機でお越しの場合

- 東京(羽田)空港から松山空港まで約1時間30分
- 大阪(伊丹)空港から松山空港まで約50分
- 名古屋(中部国際)空港から松山空港まで約1時間10分
- ※ 空港リムジンバスでJR松山駅まで約15分

### ● お車でお越しの場合

- 松山空港・JR松山駅から約25分
- 松山ICから約20分
- 伊予ICから約5分
- 八幡浜市から約1時間10分

### ● 電車でお越しの場合

- JR予讃線で松山駅から伊予市駅まで約17分
- 伊予鉄道で松山市駅から郡中港駅まで約25分



### ◆ 問い合わせ先

伊予市役所産業建設部商工観光課  
〒799-3193  
愛媛県伊予市米湊820番地  
(TEL 089-982-1111)

伊予市PRキャラクター  
あじの五勇士





### 3 伊予市の企業立地支援策について

伊予市企業誘致促進条例により、以下の3つの奨励措置を設けています。対象となる業種は、製造業、通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業です。

①～③の奨励金は、条例第4条の指定事業者の要件に全てあてはまる事業者が対象となります。

**伊予市で工場立地を計画される場合はご相談ください。**

#### 【参考】伊予市企業誘致促進条例第4条より、指定事業者の要件

- (1) 企業の立地をし、5年以内に操業を開始する者であること。（グループ企業可）
- (2) 当該事業者における新規雇用従業員（伊予市内の新規雇用）の数が新設の場合は、5人以上、増設又は移設の場合は、3人以上であること。
- (3) 固定資産評価額が5千万円以上であること。
- (4) 環境の保全について適切な措置が講じられていること。
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合するものであること。

① 企業立地促進奨励金	◆ 指定事業者が、事業所を立地した場合に交付する奨励金																		
	◆ 固定資産税の収納額に相当する額を、翌年度に交付																		
	◆ 奨励期間は操業開始の翌年度から5年以内、限度額は3億円																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>新設(移設)</th> <th>増設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">伊予市又は愛媛県から用地を直接取得し、立地した場合</td> <td>初年度から第5年度まで</td> <td>100分の100</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>初年度</td> <td>100分の100</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>第2年度</td> <td>100分の90</td> <td>100分の40</td> </tr> <tr> <td>第3年度</td> <td>100分の80</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度	新設(移設)	増設	伊予市又は愛媛県から用地を直接取得し、立地した場合	初年度から第5年度まで	100分の100	100分の50	その他の場合	初年度	100分の100	100分の50		第2年度	100分の90	100分の40	第3年度	100分の80
区分	年度	新設(移設)	増設																
伊予市又は愛媛県から用地を直接取得し、立地した場合	初年度から第5年度まで	100分の100	100分の50																
	その他の場合	初年度	100分の100	100分の50															
	第2年度	100分の90	100分の40																
	第3年度	100分の80	100分の30																
② 雇用促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定事業者が、新規雇用従業員（伊予市内の新規雇用）を引き続き1年以上雇用した場合に交付する奨励金</li> <li>◆ 新規雇用従業員1人につき50万円以下、1事業所5千万円以内</li> </ul>																		
③ 用地取得奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定事業者が、伊予市又は愛媛県の所有する市内の用地を取得し、立地した場合に交付する奨励金</li> <li>◆ 用地取得額の100分の10以内、限度額は1億円</li> </ul>																		

※ ①～③合計で年間5千万円を超えるときは、越える部分については次年度以降に分割して交付します。

### その他の支援策

#### 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税について

特別償却設備を新設又は増設した個人又は法人は、一定の要件を満たす場合には、固定資産税（土地・家屋・償却資産）について、不均一課税の適用を受けることができます。対象事業の対象となる地域は、愛媛県の地域再生計画に記載されている伊予市内の地域となります。⇒詳細は愛媛県のホームページをご覧ください。

[https://www.pref.ehime.jp/h12900/chiiikisaisei\\_chihokyotenkyoka/goannai.html](https://www.pref.ehime.jp/h12900/chiiikisaisei_chihokyotenkyoka/goannai.html)



## 4 中小企業の設備投資を支援します！

「中小企業等経営強化法」において、今後5年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の現実のため、認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

### 新規取得設備の固定資産税が軽減されます。

【生産性向上特別措置法】

伊予市

(導入促進基本計画の策定)

申請



認定

中小企業\*

(先端設備等導入計画の策定)

#### POINT!

年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」および投資利益率5%以上「先端設備等に係る投資計画」の認定を受けた設備投資が対象。

### ○固定資産税の特例措置

固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減されます。さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準が1/2に軽減されます。

- 令和6年3月31日までに取得した設備：5年間
- 令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

※固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）で、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に限ります。

### ○対象設備

【減価償却資産種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆工具（測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内））
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（60万円以上／14年以内）※償却資産として課税されるものに限ります。



## 5 伊予市の暮らし、食、イベント

暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 愛媛県のほぼ中央に位置する自然が豊かなまちです。</li> <li>◆ 平成17年4月1日に、都市型文化を持つ「伊予地域」、豊かな里山文化を持つ「中山地域」、海に沈む茜色の夕日という観光資源を持つ「双海地域」が合併して新「伊予市」が誕生しました。</li> <li>◆ 1年を通じて気候が温暖で、自然災害も少なく、非常に住みやすいまちです。</li> <li>◆ 市内には大規模小売店舗が6店舗あり、近隣市町にも商業施設が立地しているため、生活の便はよいです。</li> </ul>
食	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 伊予市には、豊かな自然と景観に育まれた「食材」と「食文化」があり、優れた技能・技法から生み出された市産品など、魅力的で大きな可能性を持った地域資源があります。これらの地域資源のなかから、特に優れたものを、伊予市のブランド「ますます、いよし。ブランド」として認定を行い、生産意欲高揚、地域産業の活性化を図っています。</li> <li>◆ 「ますます、いよし。ブランド」認定品は、平成28年度から現在間で35品目が認定されており、中でも農産物については、唐川びわ、中山栗が有名です。キウイフルーツや温州みかんも多く生産しています。</li> </ul>
文化 (イベント・スポーツ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 主なイベントとして、6月は蛍まつり、7月は夏まつり、8月はトライアスロン大会、ビーチバレー大会、9月は夕焼けプラットホームコンサート、栗まつりが開催されます。</li> <li>◆ 木づくり体験やパラグライダー体験、観光いちご狩り体験や石窯ピザ焼き体験などグリーンツーリズムに取り組んでいます。</li> <li>◆ 観光ボランティアによる観光案内も実施しています。</li> </ul>



## 6 伊予市の地場産業（削り節）について

伊予市における削り節は、その生産量において全国第1位を占め、名実ともに特産品として賞味されています。

削り節が伊予の土地で最初に作られたのは、(株)ヤマニの創始者である岡部仁左衛門氏（おかべにざえもん）によります。

海産物商を営んでいた岡部氏は、行商で広島・阪神・名古屋に出かけた際、たまたま削り節をやっている様子を見て、導入を思いました。

岡部氏は、自分なりに削り節機を試作し、郡中近海で獲れたイワシ等を材料にして、家内工業として削り節を作り始め、1916（大正5）年に(株)ヤマニを操業しました。

翌1917（大正6）年には、城戸豊吉氏（きどとよきち）が(株)ヤマキを、1918（大正7）年には明関友一氏（みょうせきともいち）が(株)マルトモを操業し、同事業を始めるようになりました。この3社を「削り節御三家」といい、全国シェアの半分以上を占めていました。

当時は3社以外にも家内工業的な削り節屋が多数存在していましたが、現在は、(株)ヤマキ、(株)マルトモ、(株)ベストプラネット、相原海産物店、五百竹商店の5社となっています。

「創業者の出身地だった」、「陸海交通が便利だった」、「他に大企業もなく労働力が豊富だった」等の理由で、削り節産業が発達したみたいだよ。

